書き込み可能！

やるべきことが時系列で分かる

ベトナム
会社設立前後カレンダー



外資100%企業（有限責任会社）版 ｜ 設立1年前から設立後1年目までの手続きを、
法務・銀行・税務・労務・ビザ・許認可の6分野で整理しました。

INDEX

目次

01 設立までと設立後の流れ P.2
02 カレンダーの使い方 P.3
03 設立1年前～半年前 設立前 P.4
04 設立半年前～3か月前 設立前 P.5
05 設立3か月前～設立日 設立前 P.6
06 設立日～2週間 設立後 P.7
07 2週間～1か月 設立後 P.8
08 1か月～3か月 設立後 P.9
09 3か月～1年 設立後 P.10
10 年間ルーティンカレンダー P.11
11 TCGのサポート P.12

OVERVIEW ｜ まずはここから

設立までと設立後の流れ

POINT

ベトナムの会社設立は、事業分野と外資規制の確認から始まり、IRC（投資登録証明書）とERC（企業登録証明書）の取得で完了します。設立後はDICAの開設と資本金払込、税務・社会保険・就労許可の登録を経て、毎月・四半期・年次の定期報告のサイクルに入ります。

大まかな流れ

STEP 1
事業分野と外資規制の確認
業種コード（VSIC）を選び、条件付き投資分野か、外資比率の上限や必要な許認可を確認します。

STEP 2
出資者・資本・体制の決定
会社形態（有限責任会社など）、定款資本と投資総額、法定代表者を決めます。

STEP 3
設立手続き
IRC（投資登録証明書）とERC（企業登録証明書）を取得。社印を作成します。

STEP 4
口座開設・資本金払込
DICA（資本金口座）を開き、ERCから90日以内に定款資本を払い込みます。

STEP 5
税務・労務の登録
電子署名・電子インボイス・eTaxの登録、社会保険の加入、労働使用申告など。

STEP 6
定期報告の運用
月次・四半期の税務、四半期の投資活動報告、年次の監査・決算のサイクルへ。

このカレンダーの時間軸

起点＝設立日（ERC＝企業登録証明書が発行された日）

設立前 ｜ P.4–6　　設立後 ｜ P.7–10

1年前	半年前	3か月前	設立日	2週間	1か月	3か月	1年
骨格を決める 03 ｜ P.4	準備を具体化 04 ｜ P.5	設立手続き 05 ｜ P.6	土台をつくる 06 ｜ P.7	税務・労務の登録 07 ｜ P.8	定期報告を軌道に 08 ｜ P.9	年次サイクル 09 ｜ P.10	

スケジュールを左右する、時間のかかる3つの工程

1 書類の認証と翻訳
2026年9月11日にアポスティーユ条約が発効し、領事認証は不要に。私文書は公証→アポスティーユの順で、ベトナム語訳とその公証は引き続き必要です。

2 IRC（投資登録証明書）の審査
法定は15営業日ですが、事業分野や追加質問の有無で1〜2か月に延びることも。設立日が読みにくくなる最大の要因です。

3 駐在員の就労手続き
労働許可書は設立後の現地法人が申請するため、ERC取得前は動けません。着任日は設立日から逆算して決めましょう。

HOW TO USE ｜ 書き込んで使う

カレンダーの使い方

1

6 許認可・投資報告

事業分野を決める

2

- [ ] 事業内容の整理と優先順位づけ
- [ ] 業種コード（VSIC）の候補選定
- [ ] 条件付き投資分野（投資法 附録IV）の確認

3

ヒント 事業分野は会社の活動範囲そのもの。後から追加するとIRC・ERCの変更手続きが必要です。

＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ～ ＿＿＿ 年 ＿＿ 月 4

POINT

各ページは、時期ごとのやるべきことを6つの分野のカードにまとめています。印刷して書き込むか、PDFに直接チェックを入れて、社内や本社との進捗共有にお使いください。

1 **分野ごとにカードで整理**

左上の番号が分野です。分野ごとに社内の担当者や外部の専門家を決めておくと、抜け漏れなく進められます。

2 **終わったタスクにチェックを入れる**

チェック欄を埋めていくだけで、どこまで進んだかがひと目で分かります。

3 **ヒントで落とし穴を確認**

カード下のヒントには、ベトナム特有の注意点や期限をまとめています。

4 **設立予定日から逆算して日付を記入**

各ページ右下の欄に、実際の期間を書き込みましょう。設立日が決まったら最初に全ページを埋めるのがおすすめです。

6つの分野

1 **法務・登記**
IRC・ERC・定款・法定代表者・社印・拠点など会社そのものの手続き

2 **銀行・資金**
定款資本・DICA口座・資金計画・経理の準備・決算・監査

3 **税務**
電子インボイス・PIT・VAT・CIT・外国契約者税・本社との取引

4 **労務・人事**
採用・社会保険（BHXH）・労働使用申告・就業規則・労働組合費

5 **外国人・ビザ**
労働許可書・臨時居住許可証（TRC）・駐在員の赴任と税・保険

6 **許認可・投資報告**
事業分野・条件付き分野・業種別ライセンス・投資活動報告

設立前 1 ｜ 進出の骨格を決める

設立1年前〜半年前

POINT

まずは「何の事業を、どの形で、誰と始めるか」を固めます。ベトナムでは事業分野ごとに外資の参入可否や必要な許認可が決まるため、最初にここを確認することが、その後の手戻りを防ぐいちばんのポイントです。

6 許認可・投資報告

事業分野を決める

- [ ] 事業内容の整理と優先順位づけ
- [ ] 業種コード（VSIC）の候補選定
- [ ] 条件付き投資分野（投資法 附録IV）の確認
- [ ] WTO約束表・二国間協定での参入可否の確認

ヒント 2026年3月施行の新投資法で、条件付き分野のリストが絞り込まれました（附録IVは7月1日施行）。最新のリストで確認を。

2 銀行・資金

進出形態と資金計画を決める

- [ ] 進出形態の比較（現地法人・支店・駐在員事務所）
- [ ] 投資総額と定款資本の試算
- [ ] 定款資本の資金手当て（ERCから90日以内に全額払込）

ヒント 法定の最低資本は原則ありません。ただし事業計画との見合いで妥当性が審査されるため、少なすぎる設定は避けましょう。

1 法務・登記

出資者と経営体制を決める

- [ ] 出資者と会社形態（一人／二人以上有限責任会社など）
- [ ] 出資比率・合弁パートナーの検討
- [ ] 法定代表者の人選（1名はベトナム居住が必要）
- [ ] 親会社側の決裁ルートの整理

ヒント 法定代表者が全員不在になる場合は代理人の委任が必要です。居住要件を満たす人を必ず1名置きましょう。

4 労務・人事

現地の体制を描く

- [ ] 駐在員と現地採用の人数計画
- [ ] 現地責任者・経理担当に求める要件
- [ ] 人件費（最低賃金・社会保険・労働組合費）の試算

ヒント 最低賃金は地域I〜IVで異なります（2026年1月〜 地域Iは月531万ドン）。拠点の候補地ごとに比較しましょう。

5 外国人・ビザ

現地を視察する

- [ ] 視察出張の計画（DN（商用）ビザ・電子ビザの確認）
- [ ] 候補地・取引先・パートナーとの面談
- [ ] 専門家（会計・法務）への初回相談

ヒント 視察や商談はビザの範囲で可能ですが、就労はできません。年間90日未満の勤務なら労働許可書が不要な場合もあります。

3 税務

税務の大枠をつかむ

- [ ] 法人税（CIT 20%）・VAT（標準10%）など主要な税の把握
- [ ] 日越租税条約による源泉税の軽減確認
- [ ] 本社への利益還元の方法（配当・ロイヤルティ・役務提供）

ヒント 本社への支払いには外国契約者税（FCT）がかかります。還元方法で負担が変わるので、設立前に形を決めましょう。

設立前 2 ｜ 設立の準備を具体化する

設立半年前〜3か月前

POINT

会社の基本事項を固め、設立に必要な書類をそろえる段階です。2026年9月のアポスティーユ条約の発効で領事認証は不要になりましたが、公証・アポスティーユ・ベトナム語訳と工程は残ります。早めの着手がスケジュールを左右します。

1 法務・登記

会社の基本事項を決める

- [ ] 会社名の候補（ベトナム語・外国語・略称）
- [ ] 定款資本の額と投資総額
- [ ] 事業年度（12月末のほか3・6・9月末も選択可）
- [ ] 定款に入れる内容（法定代表者の権限など）

ヒント 会社名は既存企業との重複・類似が認められません。国家企業登録ポータルで事前に確認し、候補は複数用意を。

1 法務・登記

設立書類をそろえる

- [ ] 出資者・法定代表者のパスポート写し（残存6か月以上）
- [ ] 法人出資者の登記簿・定款・直近の監査済財務諸表
- [ ] 出資能力を示す残高証明
- [ ] 委任状（公証＋アポスティーユ・ベトナム語訳つき）

ヒント 2026年9月11日のアポスティーユ条約の発効で、ベトナム大使館の領事認証は不要になりました。翻訳と公証は引き続き必要です。

6 許認可・投資報告

拠点の場所を決める

- [ ] オフィス候補の選定・内見
- [ ] その場所でその事業ができるか（用途・工業団地）の確認
- [ ] 賃貸契約書・物件の権利証明の準備

ヒント 住居用物件や権利関係が不明な物件は、登記住所として認められないことがあります。契約の前に確認を。

2 銀行・資金

出資と送金の準備をする

- [ ] 本社の取締役会での出資承認
- [ ] 定款資本の送金時期・方法の決定
- [ ] 取引銀行の候補選び（日系・ローカル）

ヒント 資本金はDICA（直接投資資本金口座）経由での送金が必須です。送金目的の記載を誤ると払込と認められないことも。

3 税務

本社との取引の形を決める

- [ ] 役務提供・ロイヤルティ・親子ローンの整理
- [ ] 外国契約者税（FCT）の負担者の確認
- [ ] 移転価格（関連者取引）の考え方の確認
- [ ] 会計事務所・監査法人の選定

ヒント 親子ローンは中長期の場合、国家銀行への登録が必要です。契約の前に形を決めておきましょう。

5 外国人・ビザ

駐在員の赴任を計画する

- [ ] 赴任者の選定と赴任時期
- [ ] 労働許可書の区分（専門家・管理職など）と要件の確認
- [ ] 学歴・職歴証明の取得とアポスティーユの段取り
- [ ] 家族帯同・住居・学校の検討

ヒント 専門家は学位と関連職務経験が要件。経験年数は前職企業の証明書が必要なため、早めに依頼しましょう。

設立前 3 ｜ 設立手続きを進める

設立3か月前〜設立日

POINT

IRC（投資登録証明書）とERC（企業登録証明書）の取得までが設立手続きです。書類がそろっていればIRCが15営業日、ERCが3営業日が法定の目安。2026年3月施行の新投資法で、先にERCを取得する方式も選べるようになりました。

1 法務・登記

設立手続きを進める

- [ ] IRC（投資登録証明書）の申請（法定15営業日）
- [ ] ERC（企業登録証明書）の申請（法定3営業日）
- [ ] 社印の作成（登録は不要・様式は自社で決定）
- [ ] 国家企業登録ポータルでの公告の確認

ヒント 新投資法では、先にERCを取得し12か月以内にIRCを取得する方式も可能に。条件付き分野では従来どおりIRC先行が無難です。

6 許認可・投資報告

事業分野ごとの許認可を確認する

- [ ] 業種別ライセンスの要否（卸売・小売は商業活動許可証）
- [ ] 小売店舗の設立許可の要否
- [ ] 所管省庁への追加申請の計画

ヒント ERCがあっても、条件付き分野は許可が出るまで営業できません。営業開始日から逆算して申請しましょう。

1 法務・登記（拠点）

オフィスを確保する

- [ ] オフィス賃貸契約の締結準備
- [ ] 内装・ネット回線の手配
- [ ] 登記住所の確定

ヒント IRC・ERCの住所と賃貸契約の住所表記をそろえましょう。食い違いは銀行や税務の手続きで差し戻しの原因に。

4 労務・人事

採用を進める

- [ ] 現地スタッフの面接・内定
- [ ] 労働契約書（有期・無期）の準備
- [ ] 給与計算・社会保険の運用方法の検討
- [ ] 就業規則の原案作成（10名以上は登録義務）

ヒント 試用期間は職務により最長60日（管理職などは180日）。期間や更新回数の制限に注意して契約書を作りましょう。

5 外国人・ビザ

就労手続きの段取りをする

- [ ] 労働許可書の申請書類の事前準備（学歴・職歴証明）
- [ ] 健康診断書の取得
- [ ] 赴任日の仮決め
- [ ] 日本側の手続き（辞令・社会保険・住民票）

ヒント 労働許可書は設立後の現地法人が雇用主として申請します。ERC取得前は申請できないため、設立日から逆算を。

2 銀行・資金

経理の準備をする

- [ ] 会計ソフトとベトナム会計基準（VAS）での記帳ルール
- [ ] 口座開設に必要な書類の確認
- [ ] 資本金送金の段取り

ヒント 帳簿はベトナム語・ドン建てが原則です。設立前の支出も記録を残しておくと、設立後の会計処理がスムーズです。

PHASE 1 ｜ 会社を動かす土台をつくる

設立日〜2週間

POINT

ERC（企業登録証明書）の発行で会社が誕生します。最初の2週間は、DICAの開設と資本金払込、そして電子署名・電子インボイスの登録を最優先に。定款資本はERCから90日以内に払い込む必要があります。

1 法務・登記

設立書類を受け取り整理する

- [ ] IRC・ERCの受領（記載内容の確認）
- [ ] 社印の作成・使用開始
- [ ] 法定代表者の署名権限の社内周知
- [ ] 公告・登記内容の控えを保管

ヒント 原本は金庫、PDFは共有フォルダへ。銀行・許認可・税務で何度も提出を求められます。

2 銀行・資金

口座を開き資本金を払い込む

- [ ] DICA（直接投資資本金口座）の開設
- [ ] 決済用の現地通貨（VND）口座の開設
- [ ] 定款資本の払込（ERCから90日以内）
- [ ] 送金証憑・入金記録の保管

ヒント 2026年8月施行の新通達で、ERCだけでDICAを開設できるようになりました。期限内に払えない場合はERCの変更登録が必要です。

3 税務

税務を使える状態にする

- [ ] 電子署名（デジタル証明書）の取得
- [ ] 電子納税（eTax）の登録・銀行口座との連携
- [ ] 電子インボイスの登録と税務当局の受理確認
- [ ] 会計期間・減価償却方法などの届出

ヒント ERCの企業コードがそのまま税コードになります。電子署名がないと申告も請求書の発行もできないので、最初に取りましょう。

5 外国人・ビザ

駐在員の就労手続きを始める

- [ ] 労働許可書の申請（法定10営業日）
- [ ] 入国ビザ（LD・DN）の手配
- [ ] 駐在員の着任スケジュールの確定

ヒント 2025年8月施行の新政令で、外国人雇用需要の説明は申請書に一本化されました。事前の別申請は不要です。

1 法務・登記（拠点）

事業拠点を整える

- [ ] オフィス賃貸契約の締結
- [ ] 本店所在地への看板の掲出
- [ ] ネット回線・什器・社用携帯の手配

ヒント 登記住所に看板がないと、税務当局の実地確認で「実体なし」と判断されるリスクがあります。

6 許認可・投資報告

事業開始の要件を確認する

- [ ] 業種別ライセンスの申請状況の確認
- [ ] 消防・環境など拠点に関する許認可の確認
- [ ] 投資活動報告の提出体制（オンライン）の準備

ヒント 投資活動報告は四半期ごと。最初の四半期から対象になるので、担当者と様式を先に決めておきましょう。

PHASE 2 ｜ 税務・労務の登録を進める

2週間〜1か月

POINT

採用が始まると、社会保険（BHXH）・労働使用申告・給与の個人所得税がセットで発生します。最初の給与を払う前に仕組みを作っておくことが、初月の申告漏れを防ぐいちばんの近道です。

4 労務・人事

社会保険（BHXH）に加入する

- [ ] 事業所の登録（社会保険機関）
- [ ] 従業員の加入手続き（社会保険・健康保険・失業保険）
- [ ] 保険料の納付方法の設定

ヒント 2025年7月施行の新社会保険法で加入対象が広がりました。企業負担はベトナム人で賃金の約21.5%。納付は毎月末までに。

4 労務・人事

雇用のルールを固める

- [ ] 労働使用申告（事業開始から30日以内）
- [ ] 労働契約書の締結・労働管理帳の整備
- [ ] 地域別最低賃金（地域I〜IV）の確認
- [ ] 就業規則の作成（10名以上は労働当局へ登録）

ヒント 2026年1月から最低賃金が平均7.2%引き上げ（地域Iは月531万ドン）。社会保険の算定基礎にも影響します。

3 税務

源泉と月次の運用を始める

- [ ] 給与の個人所得税（PIT）の計算体制
- [ ] 外国契約者税（FCT）の対象取引の洗い出し
- [ ] 電子インボイスの発行フローの確定

ヒント 2026年1月から事業登録税（môn bài）が廃止されました。設立年の申告も、翌年以降の納付も不要です。

3 税務

VAT・法人税の申告区分を決める

- [ ] VATの申告区分の確認（設立1年目は四半期申告）
- [ ] 仕入VATの控除要件（銀行経由の支払）の確認
- [ ] 法人税（CIT）の四半期予定納税の試算

ヒント 2025年7月施行の新VAT法で、仕入VATの控除には金額にかかわらず銀行経由の支払が必要に。現金払いは控除できません。

5 外国人・ビザ

駐在員の滞在許可を取る

- [ ] 労働許可書の取得
- [ ] 臨時居住許可証（TRC）の申請
- [ ] 住居の賃貸契約と居住登録

ヒント TRCは労働許可書の期間に連動し最長2年。取得すればビザの更新が不要になり、出入国も楽になります。

2 銀行・資金

月次決算を始める

- [ ] 初月の月次決算（帳簿の締め・試算表）
- [ ] 支払承認・経費精算のルール
- [ ] 請求書の発行フロー・小口現金の管理

ヒント 最初の月から決まった日に締める習慣を。VASでの記帳と本社報告用の組替えは、分けて設計すると後が楽です。

PHASE 3 ｜ 定期報告を軌道に乗せる

1か月〜3か月

POINT

最初の四半期が終わると、投資活動報告の提出が始まります。外資企業は投資額にかかわらず四半期ごとの報告が必要です。毎月・四半期の税務申告とあわせて、締め日から逆算した社内スケジュールを固めましょう。

6 許認可・投資報告

投資活動報告を出す

- [ ] 四半期の払込資本・売上・従業員数などを集計
- [ ] オンラインで提出（四半期末の翌月10日まで）
- [ ] 提出の控え・受理状況を保管

ヒント 活動のない四半期も提出が必要です。未提出は過料の対象で、IRCの変更手続きのときに指摘されがちです。

3 税務

月次・四半期の申告を定着させる

- [ ] 月次決算と帳簿の締め
- [ ] 個人所得税（PIT）の申告（月次は翌月20日）
- [ ] VATの申告（四半期は翌月末）
- [ ] 法人税（CIT）の四半期予定納税（翌月30日）

ヒント 第3四半期までの予定納税が年税額の80%に満たないと延滞税が発生します。四半期ごとに着地見込みの確認を。

4 労務・人事

社内規程を整える

- [ ] 就業規則の労働当局への登録（10名以上）
- [ ] 賃金テーブル・労働安全衛生の規程
- [ ] 有給休暇（年12日以上）・残業ルールの明文化

ヒント 就業規則は登録して初めて効力が生じます。懲戒や解雇の根拠になるので、早めに整えましょう。

4 労務・人事

給与と手当の仕組みを作る

- [ ] 給与計算と給与明細の発行
- [ ] 労働組合費（賃金総額の2%）の納付
- [ ] テト（旧正月）賞与の支給方針
- [ ] 定期健康診断（年1回以上）の手配

ヒント 労働組合費は組合が無くても納付義務があります。テト賞与は法定ではありませんが実務上はほぼ必須。予算を早めに。

3 税務（関連者取引）

本社との取引を整理する

- [ ] 本社との業務委託・ライセンス契約
- [ ] 親子ローン・立替金の契約書
- [ ] 取引価格の根拠資料の保管

ヒント 関連者取引があると法人税申告書に附表の添付が必要です。移転価格文書の要否もあわせて確認しましょう。

5 外国人・ビザ

着任後の登録を済ませる

- [ ] 駐在員の個人税コード（MST）の登録
- [ ] 居住者・非居住者の判定（183日ルール）
- [ ] 労働許可書・TRCの期限管理表を作成

ヒント 更新は期限の少なくとも45日前から準備を。期限切れは過料と、新規申請のやり直しにつながります。

PHASE 4 ｜ 年次サイクルに備える

3か月〜1年

POINT

初年度の山場は、決算・監査・法人税の確定申告の3つです。ベトナムでは外資企業に規模を問わず会計監査が義務づけられており、監査済財務諸表は決算日から90日以内に提出します。監査法人の手配は早めに。

2 銀行・資金（決算）

初年度の決算と監査を受ける

- [ ] 期末の棚卸・残高確認
- [ ] ベトナム会計基準（VAS）での財務諸表の作成
- [ ] 独立監査法人による監査（外資企業は規模を問わず義務）
- [ ] 監査済財務諸表の提出（決算日から90日以内）

ヒント 提出先は税務当局・統計局・投資登録機関など。繁忙期は監査法人の枠が埋まるので、期末前に契約を。

3 税務

法人税を確定申告する

- [ ] 法人税の確定申告（決算日から90日以内）
- [ ] 関連者取引の附表・移転価格文書の要否確認
- [ ] 個人所得税の年次確定（企業分）

ヒント 12月決算なら3月31日が期限です。申告には監査済財務諸表の添付が必要なので、監査の日程から逆算しましょう。

1 法務・登記

社員総会と登記を棚卸しする

- [ ] 年次の社員総会・株主総会の開催
- [ ] 利益処分・配当の決議
- [ ] 登記事項（住所・代表者・資本）の変更の要否確認

ヒント 配当の海外送金には、税務申告の完了と税務当局への事前通知が必要です。送金の時期から逆算して準備を。

6 許認可・投資報告

投資の実績を管理する

- [ ] 四半期の投資活動報告を継続
- [ ] 年次の投資活動報告（翌年3月31日まで）
- [ ] 事業分野の追加・投資総額の変更の要否確認

ヒント 事業分野や住所の追加・変更は、IRCとERCの両方の変更が必要です。先にIRCを変更してからERCに反映します。

4 労務・人事

年次の労務対応

- [ ] 雇用状況報告（6月5日・12月5日）
- [ ] 労働安全衛生・外国人雇用の年次報告
- [ ] 従業員へのPIT源泉徴収証明の交付
- [ ] 昇給・人事評価制度の運用

ヒント 従業員が自分で確定申告する場合の期限は4月30日。証明書の交付が遅れると間に合いません。

5 外国人・ビザ

更新と次年度の計画

- [ ] 労働許可書の更新（延長は1回まで）
- [ ] 臨時居住許可証（TRC）の更新
- [ ] 駐在員の個人所得税の確定申告
- [ ] 現地スタッフへの技術移転・育成計画

ヒント 2025年8月施行の新政令で、労働許可書の延長は1回限りになりました。2回目以降は新規申請として準備が必要です。

ROUTINE ｜ 毎年くり返す期限

年間ルーティンカレンダー

POINT

12月決算の会社の例です。2年目以降はこのサイクルのくり返しになります。期限が土日祝に当たる場合の扱いや、決算月が異なる場合の日付は個別に確認してください。

毎月・四半期のルーティン（前月・前四半期分）

上旬 月次決算
前月の帳簿の締め・試算表

20日 月次の税務申告
PIT・VAT（月次申告の会社）

月末 社会保険料・労働組合費の納付
BHXH・BHYT・BHTN＋賃金総額の2%

10日 投資活動報告（四半期）
四半期末の翌月10日まで

30日 法人税の予定納税（四半期）
四半期末の翌月30日まで

月ごとの期限と準備

期限 法定の期限　準備 おすすめの準備

1月

10日
投資活動報告（10〜12月分）

準備
前年度決算の締め、監査法人との日程調整

2月

準備
テト（旧正月）の休暇と賞与の支給

準備
監査対応・残高確認の回答

3月

31日
法人税の確定申告

31日
監査済財務諸表の提出

31日
年次の投資活動報告

4月

10日
投資活動報告（1〜3月分）

30日
個人所得税の確定申告（個人で申告する場合）

5月

準備
年次の社員総会・利益処分の決議

6月

5日
雇用状況報告（上半期分）

準備
配当の海外送金の検討

7月

10日
投資活動報告（4〜6月分）

8月

毎月のルーティンのみ

9月

準備
上期の実績と投資計画の進み具合を確認

10月

10日
投資活動報告（7〜9月分）

準備
予定納税が年税額の80%に届くか確認

11月

準備
翌年の予算・人員計画、最低賃金の改定確認

12月

5日
雇用状況報告（下半期分）

31日
事業年度末（決算日）

準備
棚卸・残高確認の段取り

時期が毎年変わるもの

- ☐ テト（旧正月）＝休暇と賞与の時期が毎年変動
- ☐ 労働許可書・臨時居住許可証の更新（各人の期限）
- ☐ 最低賃金の改定（例年1月1日施行）
- ☐ 就業規則の見直し（法改正時）

TCG VIETNAM

設立の前もあとも、まとめてご相談ください

東京コンサルティンググループ（TCG）は、ベトナムで日系企業の進出から、会計・税務・監査・労務、AI活用やシステム開発まで現地でサポートしています。このカレンダーのどの段階からでも、お気軽にご相談ください。

01
進出・設立コンサルティング
外資規制の確認から、IRC・ERCの取得、許認可まで。

02
月次会計・連結パッケージ
月次決算と財務諸表、本社連結用パッケージの作成。

03
税務申告・移転価格文書
月次・四半期・年次の税務申告と、移転価格文書の作成。

04
法定監査
外資企業に義務づけられた財務諸表の監査に対応します。

05
給与計算・社会保険
給与計算、社会保険の加入・納付、源泉徴収の管理。

06
ビザ・労働許可書
労働許可書・臨時居住許可証の申請と、更新期限の管理。

07
就業規則・労務規程
就業規則・賃金テーブルの作成と、労働当局への登録申請。

08
定期報告のサポート
投資活動報告・労務報告など、期限のある報告の管理。

09
AI活用コンサルティング
経理・バックオフィス業務のAI活用とAIエージェント化を支援。

10
システム受託開発
業務に合わせたシステムの設計・開発。

11
マネージャー研修
現地マネージャー・管理職の育成研修。

ほかにも、事業運営のお困りごとはお気軽に

日本語でご相談いただけます。

お問い合わせ

担当 [担当者名]
メール [メールアドレス]
電話 [電話番号]
Web [WebサイトURL]

[QRコード]

TCG VIETNAM

ベトナム進出を、
設立の前から、設立のあとまで。

東京コンサルティンググループ（TCG）

［住所］ ｜ ［電話番号］ ｜ ［WebサイトURL］

本資料は2026年11月時点の法令・制度にもとづく一般的な情報です。業種・規模・個別事情により必要な手続きや期限は異なり、制度は予告なく変更されることがあります。とくにベトナムでは2025年から2026年にかけて投資法・税法・労務関連の改正が相次いでいるため、実際の手続きにあたっては必ず専門家にご確認ください。本資料の無断転載・複製を禁じます。

© Tokyo Consulting Group